

取り調べの可視化の実現を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成20年6月12日

提出議員

橋本 幸一

賛成議員

田川 正治

橋本 憲幸

八重樫 小代子

会田 遠長

取り調べの可視化の実現を求める意見書

国民から無作為に選ばれた「裁判員」が、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官とともに犯罪を裁く裁判員制度が2009年5月までに施行予定とされている。同制度では、法律の専門家ではない国民が裁判に参加し、国民の感覚が裁判の内容に反映されるようになること、そして、それによって国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されている。

しかし、実際の裁判では供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、ひとたび裁判員となった場合には、そうしたことに対する判断も求められることは必然で、法律の専門家でない国民にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねない。

裁判員制度導入に当たって、検察庁では現在、東京地方検察庁をはじめ各地の地方検察庁で取り調べの可視化を試行している。「取り調べの可視化」とは捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に対して警察や検察が行う取り調べの全過程を録画・録音することである。可視化が実現することで、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には、取り調べの録画・録音記録が証拠となる。

取り調べの可視化は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として、裁判員制度導入にとって不可欠な取り組みのひとつと言える。もちろん冤罪事件を防ぐことにもつながる。

よって、国においては、2009年5月の裁判員制度実施までに、取り調べ過程の可視化を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月23日

郡山市議会